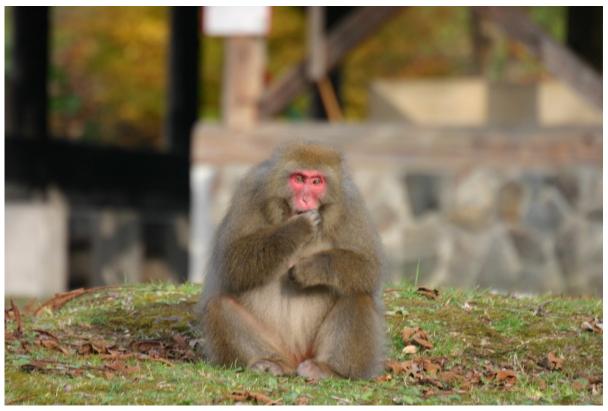
事務所通信

2016年1月号 №.127



(本年もよろしくお願いいたします)

CONTENTS

	所長コメント		2016年国内外の予定	P4
	… 目的意識	P1	医療費控除Q&A	P5
•	建物附属設備・構築物の定額法一本化	P2	お知らせ おもしろ雑学	P6
•	短時間労働者に対する国民年金・厚生年金	Р3	休日カレンダー 職員雑記	P7

~お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします~



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7 TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス http://www.katozeirishi.jp

目的意識

「君は何のために働くのか?」

「会社は何のために存在しているのか?」

「何をもって世の中に貢献していくのか?」

「君はこの一度きりの人生をどのように生きるのか?」

そのような問いかけに対して、あなたの会社の社員の人たちは何と答えるでしょうか? また、社長であるあなたは、そのような大切なことを社員に熱く語っているでしょうか? 今、入社してくる社員の人たちの多くは一般的に、親からも、先生からもそのようなことを教えられていません。

「俺はただ生活のために働くのだ」「私は今が楽しければよいのだ」などと、目的意識も目標も持たない社員があなたの会社にいるとしたら、あなたがどんなに声高にお客様第一主義を唱えても、あるいはまた、どんなに接客研修や知識研修を実施しても、その場限りのものに終わってしまいます。

アメリカに次のようなことわざがあります。

- 一時間の楽しみを得たければ、昼寝をしなさい
- 一日の楽しみを得たければ、釣りをしなさい
- 一週間の楽しみを得たければ、バカンスをとりなさい
- 一月の楽しみを得たければ、結婚しなさい
- 一年の楽しみを得たければ、親の財産をあてにしなさい
- 一生の楽しみを得たければ、人に喜びを与えなさい

そう、人に喜びを与えることが自分の喜びであり、やりがいであるはずです。昼寝も釣り もバカンスも、そのときは楽しくてもそこには達成感はなく、自己実現もありません。

働くというのはワクワクする期待があり、ドキドキする心配もあり、また、涙のあふれる感動があるものです。働くというのは、決して会社のためでもなく、また経営者のためでもなく、自分自身のためなのです。

そして会社とは、人間としての成長ができる素晴らしい場所だと私は考えています。 あなたは働くことを楽しんでいますか? そして、輝いていますか?

どんな職業、どんな職種であっても、人はみな、自分の得意とする分野で働いて社会へ貢献しているのです。

建物附属設備・構築物の「定額法」一本化

平成28年度税制改正大綱により、減価償却について、平成28年4月1日以後に取得する建物と一体的に整備される建物附属設備や、建物同様に長期安定的に使用される構築物について、定率法が廃止され、償却方法が定額法に一本化されるとの発表がありました。

資産区分	取得時期	∼H10.3.31	∼H19.3.31	∼H24.3.31	∼H28. 3. 31	H28.4.1~	
建物			旧定額法	定額法			
建物付属設備・構築物		旧定額法 or旧定率法	旧定額法 or旧定率法	定額法 or250%定率法	定額法 or200%定率法	定額法のみ	
機械装置 工具器具備品						定額法	
車輌運搬具	船舶、航空機		,_,,,,,			or200%定率法	
無形固定資産		旧定額法		定額法			

建物附属設備とは、昇降機設備や電気・ガス設備のこと(建物と一体となって機能を発揮する附属設備)を指し、構築物とは、舗装道路、貯水池など土地の上に定着した構造物、土木設備、工作物を指します。(建物、建物附属設備を除く)

改正理由として、平成19年度と平成23年度の二回の税制改正により計算方法が大きく改正され、特に定率法による減価償却費の計算方法は非常に複雑になってしまい、一般の納税者が自らの減価償却費の額を正確に計算することが困難になってしまったことが挙げられています。

今回の改正で、建物附属設備と構築物については、毎期同額が経費計上されることになります。取得時期にご注意ください。



この改正は、所得税も同様となります。





< 伊藤 >

短時間労働者に対する厚生年金・健康保険

次の条件を満たす方は、パート、アルバイト、嘱託、契約社員であっても原則として、 被保険者となります。保険料は、被保険者負担分を給料から控除されます。

- 1. 1日又は1週間の労働時間が正社員の概ね3/4以上であること。
- 2. 1ヶ月の労働日数が正社員の概ね3/4以上であること。
- ※契約期間が2ヶ月以内の人は、社会保険に加入できません。

例えば、ある会社の正社員の1日の基本労働時間が8時間で、週5日勤務の週40時間ならば、その3/4である1日6時間以上、週30時間以上の労働時間があれば社会保険の加入条件を満たします。(ただし、これより少ない時間でも、就労状況や職務内容により加入できる場合もあります)

「おおむね3/4」という言葉のとおり、あくまで目安であり、会社によって違いもあるので、会社に直接確認してみましょう。

健康保険の扶養者認定基準は、これまでどおりです。

1. 年間収入が130万円未満であること。

● 従業員の多い企業では注意が必要です

法律改正により、従業員501人以上の企業においては、平成28年10月1日から、年収106万円以上(現行130万円以上)のパートなどの短期間労働者に厚生年金・健康保険の適用が拡大されます。該当する企業や短時間労働者は社会保険料の負担が生じることになります。

《 改正内容 》

現行

週30時間以上



短期労働者への適用拡大(平成28年10月~)

- ①週20時間以上
- ②月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)
- ③勤務期間1年以上見込み
- ④学生は適用除外
- ⑤従業員501人以上の企業

< 山 田 >

2016年の国内外の予定

新しい年を迎え、謹んでご挨拶を申し上げます。

2016年は『申年』です。申年の申は本来「しん」と読み、「のびる」や「もうす」という意味があります。 申は「雷」の原字であり「稲妻」を表した象形文字で、神の技という意味もあります。干支の申は猿とは関係のないものでしたが、申には動物の猿が割り当てられることとなりました。

申には病や厄が「去る」と云われもあり縁起の良いものとして神社なので祭られるなどしています。そして、元々はチベット仏教から来た話のようですが、各地で様々な謂れのある「申年に赤い下着を贈ると病が治る」や「申年に贈られた下着を身に着けると元気になる」などの言い伝えが日本各地に伝わっているのだそうです。

さて、今年はどんな一年になるのでしょうか。国内外の主な予定を紹介します。

1月

● マイナンバー制度開始(1日~)

2月

熊本城マラソン2016開催 (21日)

3月

- 北海道新幹線開業(26日)
- ユニバーサル・スタジオ・ジャパン開園 15 周年(31日)

4月

トルコ・アンタルヤ国際園芸博覧会(2 3日~10月31日)

5月

- 無人探査機「ニュー・ホライズンズ」冥 王星観測データ送付
- 三重県伊勢志摩で主要国首脳会議(G8 サミット)(28日)

6月

公職選挙法改正で 18 歳投票が開始 (19日)

7月

● 第24回参議院議員選挙(25日)

8月

- ブラジル・リオデジャネイロ五輪開幕 (5日~21日)
- 新たな祝日「山の日」スタート(11日)

9月

- 東京ディズニーシー開園 15 周年 (4日)
- ブラジル・リオデジャネイロパラリンピック(7日~18日)

10月

- アクアラインマラソン開催(23日)
- 日本バスケットボールリーグ「B リーグ」 開幕

11月

アメリカ合衆国大統領選挙投票日 (8日)

12月



< 田 中 >

借入金で支払った医療費

Q

借入金により医療費を支払った場合は、いつの年分の医療費控除の対象になりますか。

借入金で医療費を支払った年分の医療費控除の対象となります。

● 医療費控除の対象となる医療費の金額は、その年中に実際に支払った金額に限られており、未払となっている医療費は現実に支払われるまでは、医療費控除の対象とはなりません(所得税法第73条第1項)。

借入金により医療費を支払った場合であっても、医療費が未払となっているのではなく、医療費の支払は現実に行われていますので、その支払の日を含む年分の医療費控除の対象となります。

父親の控除対象配偶者である母親の医療費を子供が負担した場合

Q

父親の控除対象配偶者である母親の医療費を子供が負担した場合は、その 子供が当該医療費について医療費控除の適用を受けることができますか。



母親と子供が生計を一にしている場合は、医療費を実際に支払った子供の 医療費控除の対象となります。

医療費控除は、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合に適用することとされており(所得税法第73条第1項)、その親族が自己の控除対象配偶者や控除対象扶養親族であるかどうかは問わないこととされています。

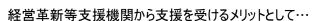
したがって、母親と子供が生計を一にしているのであれば、子供が支払った母親の医療費は、その子供の医療費控除の対象となります。

< 原 >

研	18	3	定
---	----	----------	---

В	時	研	修	内	容	場	所	講	師	参加費
1月23日 PM1:2		第26	期 経額	学計画	発表会	ヒスイ	王国館	講師税理士	赤塚陽一加藤輝守	5,000円

加藤輝守税理士事務所は、中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されました!!



①信用保証協会の保証料の引き下げ ②低金利での融資制度 ③各種補助金制度

④商業・サービス業等投資減税制度 などが挙げられます。ぜひご活用ください。

お客様をご紹介ください

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、 企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

会社の広告お手伝いします

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

◇◆◇ おもしろ雑学 ◇◆◇

犬に近づくときのタブー

尾(シッポ)が腰より下で揺れていれば喜びの表現。しかし、腰より高いところで振っていれば、近寄るなという合図。また、尾が後足の間に入り、耳が後ろに倒れているのは、犬が恐怖心を持っているとき。

モチベーションカレンダーより抜粋 (担当:堀田)

■■■■ 休日カレンダー

1月(睦月) January

日	月	火	水	木	金	土
					1 元旦	2 年始休暇
3	4 仕事始め	5	6	7	8	9
1 0	1 1 成人の日	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6 倉又·花水
17	1 8	19	2 0	2 1	2 2	23経営計画発表会
2 4	2 5	2 6	2 7	28	2 9	30
3 1					,	9

・網掛けの日が当事務所の休日です。 (名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

1月の税務

1月12日 平成27年12月分の源泉所得税・住民税の納付

1月20日 源泉所得税の納期の特例分の納付(平成27年7~12月分)

2月 1日 平成27年11月決算法人 法人税等・消費税確定申告・納付

平成28年5月決算法人 法人税等・消費税中間・予定申告・納付

平成28年8月、2月決算法人の消費税の中間申告、納付

法定調書の提出

固定資産税の償却資産に関する申告

給与支払報告書の提出

◇◆ 職員雜記 ◆◇

新年明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願いいたします。 今年は、「申年(さる)」ですね。猿は木の上を飛び回る、とても活発な印象を持つ 動物です。明るく楽しい2016年にしましょう。

< 笠 原 >